

お客様各位

平成28年8月1日

盛夏が続いており、今年は4年に一度のオリンピックが地球の反対側のブラジルで開かれるため、8月は昼と夜が逆転するかもしれません。皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 企業版ふるさと納税について
3. コラム～「働き方改革」について

1. 今月の事務

確定申告の処理が一段落した7月は、税務署内で人事異動が行なわれました。それから業務の引継ぎ、調査法人の選定などを経て、本格的に税務調査に動き始めるため、毎年8月後半から11月は、税務調査のピークとなります。いつ税務調査が来ても対応できるよう、自社の処理を確認し、調査官が疑問をもちそうな点は、きちんと説明できるようにしておきましょう。

そして、今年から、8月11日が「山の日」として国民の祝日に加わりました。夏季休暇を実施する企業では、夏季休暇前後の事務や連絡をミスやモレのないように行ないましょう。

例えば、休暇前の業務としては、取引先などへの対外的な挨拶や連絡、休暇中の連絡先の整備などがあります。また、休暇後には、郵便物の関係部署への速やかな配付、社員の勤怠管理の徹底といった業務があります。最近では、各担当者の取引先の休暇日程にあわせるなど、何パターンかに分けて個人ごとに夏季休暇を設定するケースも増えています。社内連絡などに支障が生じないように注意しましょう。

2. 企業版ふるさと納税について

今年4月から地方創生応援税制、いわゆる「企業版ふるさと納税」が施行されていますが、「個人版ふるさと納税」とは、下記の点で大きな相違があることに注意が必要です。

まず、企業は寄附先を自由に選べず、都道府県や市町村が策定した地域再生計画のうち内閣府が認定した事業に限定されます。内閣府に認定されていない事業や、法人の本社が所在する地方公共団体、地方交付税の不交付団体である都道府県、地方交付税の不交付団体でその全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村に対して行った寄附には本税制を適用できないのです。内閣府の第1回目の認定は8月頃の予定です。

しかも、損金で処理できる金額が、従来からの法人税の損金算入限度（寄附額の約3割）に加えて、法人住民税から寄附額の2割、法人事業税から1割を軽減できるため、差引約4割は企業の自己負担となります。原則として自己負担額が2,000円で、全ての地方公共団体から自由に寄附先を選ぶことができる「個人版ふるさと納税」との大きな違いです。

なお、「企業版ふるさと納税」では、寄附を受けた地方公共団体が寄附を行った法人に対して補助金を交付することや、入札及び許認可において便宜の供与等を行うこと、経済的利益の供与等を行うことが禁止されているため、「個人版ふるさと納税」で注目を集めた“返礼品”も、原則もらえないようです。

余談ですが、雇用者の人数を増やせば減税となる雇用促進税制の対象変更にも地域創生の要請が強く

反映されているようです。従来はなかった対象地域の限定が今年4月から行われ、兵庫県内では加古川市など一部の地域しか対象とならないのです。むしろ、雇用情勢の改善により、役割を果たしたということかもしれません。

3. コラム～「働き方改革」について

先月の参議院選挙後に、政府は今後の労働重点施策として「働き方改革」を公表しました。これは、財務省と厚生労働省の合意による経済対策の目玉として進めるもので、主な原案は下記の通りです。

- ①. 一部の業種に残業時間に上限を設けるなどして長時間勤務を抑制する
- ②. 同一労働同一賃金として、非正規社員の給与水準を正規社員の8割に引き上げ
- ③. 最低賃金の20円超引き上げと、そのための中小企業への支援策の拡充
- ④. 130万円の壁撤廃のための補助金充実
- ⑤. 解雇の金銭解決制度導入
- ⑥. 雇用保険料の大幅な引き下げ
- ⑦. 育児休業給付金の期間延長により、子育て支援の拡充

実は、どれも取り立てて目新しいものではなく、いずれも今まで政府が推進してきたものが、国会審議で進まずにいたものです。

私見ですが、②の同一労働同一賃金の実現は経験が少なくても出来る若い社員の職種であれば可能ですが、給料が高くなる中高年では難しいのではないのでしょうか。

日本の雇用慣行では、今も年功序列型賃金が強く、若い頃は賃金が安く抑えられていても、我慢して勤務し中高年になると実際の労働以上の賃金を得られるという意味合いがあります。しかも、管理職となった中高年と同一労働を非正規社員が担うことは通常はあり得ません。

今ある既得権を放棄させるくらいの大きな意味での労働改革が必要なのかもしれません。これが⑤の解雇規制緩和（解雇の金銭解決制度導入）なのでしょう。

更に、③の最低賃金については最近になって24円と上積みされており、人手不足の折りにパート・アルバイトの時給にも影響し、④の130万円の壁撤廃にも繋がるかもしれません。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>